主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。 理 由

弁護人の控訴趣意は別紙のとおりである。

第一点

〈要旨〉家賃の認可統制額は地代家賃統制令第六条第二項によれば同令同条第一項により建物又は其の一部につき都道〈/要旨〉府県知事より認可された家賃の額の意場ので、一度定められた認可統制額は同令第五条第七条第十条に該当当本のでのみ之を変更し得るに過ぎないから、建物の所有者又は賃貸権者は常に為過ぎない、後のでは、一次ではない、とびは本件建物の現在の所有者である被告人の表の所有者又は賃貸権者の異動は右認可統制額に等の消害を支付した。 有当時において既に其の家賃認可統制額が存した建物の賃借権を被告人が不力の後右認可統制額に何等変更を生じた事跡のないには明らるを超えてある。 有当時において既に其の家賃認可統制額が存した。 の後右認可統制額に何等変更を生じた事跡のない。とが記録上明く之を超えて被告人の場合が、原審検事のよい、原本と主にあるであるである。 対抗制額に何等変更を生じた事時の記録といるとが記録といるのであると、のであるとはない。 対抗制額を承継したと記むるに十分であるには明決には明示事実は原判決の引用した証拠により之を認むるに十分であり原判決には明示事実は原判決の引用した証拠により之を認むるに十分であり原判決には関係のであり原判決には関係である。 対抗制容を出ている。

第二点

本件記録に現われた諸般の事情を綜合すれば原審が原判示事実を認定し被告人に対し罰金三万五千円を科したのは量刑不当とは考えられない、論旨は採用に値しない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却すべきものとし、当審における訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項により被告人の負担として主文のとおり判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 猪股薫 判事 鈴木進)